家畜衛生だより

Animal Hygiene News Letter

第299号

令和７年12月発行

新潟県

発行元：中央家畜保健衛生所

〒959-0423　新潟市西蒲区旗屋686

TEL 0256-88-3141　FAX 0256-88-3185

Mail　ngt066010@pref.niigata.lg.jp

高病原性鳥インフルエンザ　-最大限の警戒を-

高病原性鳥インフルエンザ発生状況(R7.12.8 現在)

- 家きん：４道県６事例　173万羽
- 野　鳥：９道県53事例

令和７年10月22日、今シーズン１例目の発生が北海道の採卵鶏農場で確認されて以降、本県でも既に胎内市で２事例（11月18日防疫措置完了）発生しています。野鳥でも10月15日に北海道で回収されたオオタカで１例目が確認されて以降、本県でも11月に新潟市で２事例確認されています。

環境中に広くウイルスが存在していると考えられ、発生リスクが非常に高い状態となっています。ウイルス侵入防止対策を継続し、最大限の警戒が必要です。

過去シーズンの発生状況比較（農水省HPより）

シーズン		R2	R3	R4	R5	R6	R7
野鳥	初発	10月24日	11月 8日	9月25日	10月 4日	9月30日	10月15日
	最終確認	3月 3日	5月14日	4月20日	4月30日	6月17日	
家きん	初発	11月 5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日	10月22日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月 7日	4月29日	2月 1日	

ウイルス侵入防止対策の徹底を！

★人・物・車両の入出時対策

- □衛生管理区域専用の衣服や靴の使用
- □着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保
- □適切な車両消毒、手指消毒の実施
- □家きん舎ごとの専用の靴の使用

★野生動物の侵入防止・誘引防止

- □畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕
- □ねずみ及び害虫の駆除
- □鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置
- □餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止
- □農場周辺のため池等水抜き、防鳥ネットや忌避テープの設置等

★粉じん対策

- □鶏舎周辺への散水・消毒
- □喚起前や出荷作業前等には消毒液散布

飼養衛生管理基準の改正・手当金の減額について

令和６年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、飼養衛生管理基準（全畜種）が改正されるとともに、新たに非商用家畜の基準が制定されました。（令和７年９月29日公布）

- ●重複・類似項目の統廃合や対象畜種にエミューの追加
- ●非商用家畜の基準の制定を実施
- ●分割管理を導入する際の措置（牛、豚、家きん）や大規模所有者の項目に塵埃対策や分割管理の検討
- ●大臣指定地域の設定と地域内の取組及び農場敷地内の野鳥飛来防止対策（家きん）の項目を追加

令和７年10月以降、飼養衛生管理基準の不遵守や早期通報違反について、発生予防及びまん延防止への影響を考慮し、手当金の減額の決定にあたっては以下の事項が重視されます。

- ●早期通報の実施状況をより重視
- ●記録の備え付け等早期通報が果たされれば相対的に重要度の下がる項目については、比較的影響を小さく勘案
- ●飼養衛生管理基準の連続不遵守項目をより重視

台湾でアフリカ豚熱が発生!!　～台湾で初確認～

平成30年８月にアジアで初めて中国でフリカ豚熱(ASF)が発生以降、日本と台湾を除くアジア全域に感染が拡大していましたが、令和７年10月25日に台湾の養豚場で初めてASF感染が確認されました。

令和７年10月10日から20日までに台中市の約300頭を飼養する食品残渣利用養豚場で100頭以上の死亡が確認され、検査の結果、21日にASFの遺伝子が確認されました。この段階では、遺伝子配列の決定とウイルス分離がまだであることから「疑い」としていましたが、直ちに当該農場の豚195頭を殺処分し、豚の移動禁止、食品残渣の給与中止などのまん延防止対策を講じました。25日にウイルス分離と遺伝子検査の結果からASFの発生として国際獣疫事務局に通報がありました。

農水省HPより

農場における発生予防対策

- ASF発生地域への不要不急の渡航自粛
- 外国人従業員等に対する海外からの肉製品等の持込み禁止
- 飼養管理に関係のない者の農場や畜産関係施設への立入等の防止
- 食品残渣の適正処理

暑熱による被害状況　～乳用牛・鶏で被害増加～

今年も早い時期から暑い日が続きました。県全体では昨年に比べ、乳用牛と鶏で暑熱被害が増加しました。管内でも、乳用牛と採卵鶏で被害が見られました。

来年も猛暑に備え、早い時期からの対策をお願いします。

新潟県の畜種別暑熱被害頭羽数（R5～7年）

区分	R5				R6				R7			
	7月	8月	9月	計	7月	8月	9月	計	6･7月	8月	9月	計
乳　用　牛	16	50	25	91	3	6	7	16	7	12	4	23
肉　用　牛	1	6	2	9	2	3	5	10	4	1	1	6
豚	0	3	0	3	12	5	0	17	3	2	0	5
採　卵　鶏	40	20,213	593	20,846	484	5,337	28	5,849	3,039	3,406	14	6,459
ブロイラー	5,726	10,419	2,412	18,557	3,930	2,917	819	7,666	7,792	3,194	581	11,567

県内にもSFTSウイルスが侵入しています

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）とは

SFTSウイルスがマダニによる刺咬や感染動物の体液等を介して人や動物に感染し、人では発熱、消化器症状、筋肉痛、神経症状等が現れ、重症例では血液凝固不全や多臓器不全により死亡する例も見られ、猫では重症化しやすい人獣共通感染症です。

2013年に国内で初の感染者が確認されて以降、西日本を中心に発生が報告されていましたが、2022年に隣県の富山県での感染が確認されています。

2023年に新潟県内の野生イノシシを検査した結果、県南部のイノシシでSFTSウイルスに対する抗体及びウイルス遺伝子を確認したことから、県内への浸潤が確認されました。

感染予防対策

- 草むらや森に入る時には肌の露出を避け、長袖長ズボンを着用
- 虫よけスプレーを使用してマダニの刺咬防止
- 愛玩動物(犬猫等)のダニ予防

家畜衛生だより

No.２８１　令和７年 12 月発行

下越家畜保健衛生所
〒959-2331
新発田市下飯塚 139-3
TEL: 0254-22-3067 FAX: 24-4022
休日、緊急時: 080-1134-8706
E-mail: ngt066020@pref.niigata.lg.jp

高病原性鳥インフルエンザ　～最大限の警戒を～

○ 今シーズンは既に本県を含めて６事例（約 173 万羽）の発生が確認されています。昨シーズンは１月に多くの発生が確認されており、最大限の対策を継続することが必要です。

～ 国内の発生状況（12 月８日 現在） ～
- 家きん:6 事例（採卵鶏4農場,肉用鶏2農場）
  北海道2件、新潟2件、宮崎1件、鳥取１件
- 野鳥:1道8県 53 事例
  北海道、宮崎、山形、鹿児島、新潟、福岡、群馬、福島、大分

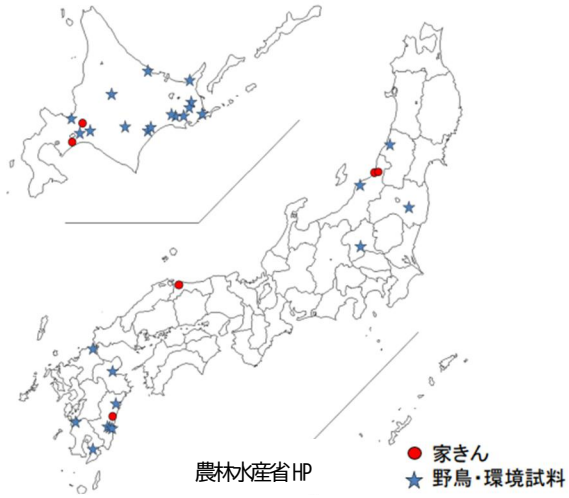

ウイルス侵入防止対策の徹底を！

★人・物・車両の入出時対策
- □衛生管理区域専用の衣服や靴の使用
- □着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保
- □適切な車両消毒、手指消毒の実施
- □家きん舎ごとの専用の靴の使用

★粉じん対策
- □鶏舎周辺への散水・消毒
- □喚起前や出荷作業前等には消毒液散布

★野生動物の侵入防止・誘引防止
- □畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕
- □ねずみ及び害虫の駆除
- □鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置
- □餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止
- □農場周辺のため池等水抜き、防鳥ネットや布忌避テープの設置等

飼養衛生管理基準の改正・手当金の減額について

令和６年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、飼養衛生管理基準（全畜種）が改正されるとともに、新たに非商用家畜の基準が制定されました（令和７年９月 29 日公布）

- ●重複･類似項目の統廃合や対象畜種にエミューの追加
- ●非商用家畜の基準の制定を実施
- ●分割管理を導入する際の措置（牛、豚、家きん）や大規模所有者の項目に塵埃対策や分割管理の検討
- ●大臣指定地域の設定と地域内の取組及び農場敷地内の野鳥飛来防止対策（家きん）の項目を追加

令和7年 10月以降、飼養衛生管理基準の不遵守や早期通報違反について、発生予防及びまん延防止への影響を考慮し、手当金の減額の決定は以下を重視

- ●早期通報の実施状況をより重視
- ●記録の備え付け等早期通報が果たされれば相対的に重要度の下がる項目は、比較的影響を小さく勘案
- ●飼養衛生管理基準の連続不遵守項目をより重視

台湾で発生したアフリカ豚熱について

○　10 月 21 日、台湾中部・台中市梧棲区の養豚場（約 300 頭飼養の一貫経営農場）でアフリカ豚熱（ASF）の発生が確認されました。

台湾当局は、豚の移動およびと畜の禁止措置を直ちに実施し、疑い段階で飼養豚の予防的殺処分、農場の消毒など、まん延防止対策を講じました。

また、当該農場では食品残さを豚に給与していたことが報告されています。

農林水産省HP

日本は、東アジア地域で唯一の本病未発生国です。
改めて農場の防疫対策を見直しと再徹底をお願いします。

牛の寒冷ストレスと防寒対策について

寒冷域の適正温度は、黒毛和種とホルスタイン種を比べると、少しだけ黒毛和種の方が高く、寒さに弱いと言われています。また、子牛は成牛と比べ、第一胃の発達が未熟なため体内からの熱産生（発酵熱）が少ないこと、体脂肪が少なく体温維持が難しいこと、体重当たりの表面積が大きく熱が奪われやすいこと等から、寒さにすごく弱い特徴があります。表は県内の和牛繁殖農家 2 件で測定した結果です。THI（温湿度指数）が 55 以下になると病気になりやすく、日増体量が低下すると報告があります。2 日間ともそれよりかなり低い値でした。つまり、新潟県の冬は親子ともにかなりの寒冷感作を受けている状態がみられます。子牛の成長、母牛の繁殖成績、疾病発生等に大きく影響しますので、再度防寒管理を確認しましょう。

2牛舎での最低・最高・1日平均気温と1日平均THI

月　日	最低	最高	平均	THI
1月25日	－4.2	1.3	－1.2	34
2月7日	4.2	16.2	6.9	46

○　子牛の寒冷対策

・環境づくり：カーフジャケットの着用や保温器具の設置、三方向に板を設置し天井を低くする等のすきま風等対策、厚めの乾燥した敷料とこまめな交換、温水給与　等

・寒冷期の栄養補給：ミルク等の増給（濃度を変えずに代用乳量を増やす）、代用乳を適正温度で飲ませる　等

○　親牛の寒冷対策

・増給（飼料設計した上で牛の栄養度を確認しながら）、温水給与等

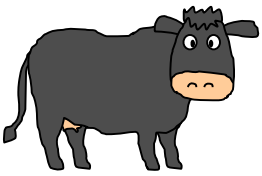

動物用医薬品は適正に使用しましょう

動物用医薬品は適正に使用しないと、家畜に悪影響を与えるだけでなく、出荷した畜産物に残留した場合消費者に健康被害が発生する恐れがあります。動物用医薬品を使用する際は以下の点を守り、安全・安心な畜産物を生産しましょう。

☑ 獣医師の指示に従って使用しましょう。
☑ 出荷停止を示す目印を誰が見てもわかるように付けましょう。
☑ 使用記録簿（使用医薬品名、使用年月日、使用場所、対象の家畜、出荷可能日等）を付け、関係書類と共に保管しましょう。

家畜衛生だより

No. 219　令和７年 12 月発行

新潟県
上越家畜保健衛生所
〒943-8551
上越市本城町 5-6
TEL:025-526-9441　FAX:522-1724
E-mail:ngt066060@pref.niigata.lg.jp

高病原性鳥インフルエンザ　～最大限の警戒が必要～

令和７年 11 月４日、胎内市の養鶏場で今シーズン国内３例目の発生があり、さらに 11 月９日には同地域で４例目が発生し、約 91 万羽が防疫措置の対象となりました。（11 月 18 日防疫措置完了）。

既に北海道から九州まで発生が確認されており、環境中に広くウイルスが存在し、発生リスクが非常に高い状況と考えられます。

昨シーズンは１月に発生が多発しています。農場へのウイルス侵入防止対策を再確認し、最大限の警戒を実施してください。

高病原性鳥インフルエンザ発生状況（12.8現在）

発生場所		発生日	飼養羽数	
1	北海道	10月22日	採卵鶏	45.9万羽
2	北海道	11月2日	採卵鶏	23.6万羽
3	新潟県	11月4日	採卵鶏	63万羽
4	新潟県	11月9日	採卵鶏	28万羽
5	宮崎県	11月22日	肉用鶏	4.8万羽
6	鳥取県	12月2日	肉用鶏	7.5万羽

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目（重点７項目）を点検し、不備があれば直ちに改善しましょう

■人・物・車両の入出時対策

・衛生管理区域専用の衣服や靴の使用
・着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保
・適切な車両消毒、手指消毒の実施
・家きん舎ごとの専用の靴の使用

↑これらを
全ての農場従業員及び外来者に徹底させる

■野生動物の侵入防止・誘引防止

・畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕
・ねずみ及び害虫の駆除
・鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置
・餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止
・農場周辺のため池等の水抜き、防鳥ネットや忌避テープの設置等

再発・密集地域等の発生リスクの高い地域における取組

高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高い地域を予め大臣指定地域として指定し、地域内の農場は地域内での発生に備えた準備や野鳥誘引防止対策等の取組を実施する。
（令和８年１月１日施行）

地域内での発生に備えた準備

・地域内での発生に備えて家きん舎周辺を消毒するのに十分な量の消毒薬を各農場が備蓄
・地域内で発生した際に各農場が塵埃対策を実施できるよう準備

地域一体となった対策の実施

・農場周辺の野鳥生息状況等の把握
・把握した情報に基づいた周辺環境におけるウイルス低減対策の検討および実施

農場内での野鳥誘引防止対策の実施例

池の周囲にネットを設置

水抜き

笹ヶ峰放牧場での今年の放牧が終了

10 月 28 日に今年の笹ヶ峰放牧場での放牧が終了しました。牛伝染性リンパ腫ウイルス(BLV)対策として、例年同様に、上牧前検査で牛群を陰性と陽性に群分けし、放牧期間中は、月に 1 回陰性牛群の BLV 抗体検査を実施しました。その結果、陽転牛は確認されず、対策の効果が示されました。ピロプラズマ症は、期間中 2 回の検査を行い、若干の陽性個体が確認されましたが、貧血など臨床症状を示すような重度感染は認められませんでした。

生産者及び関係機関の皆様には、当所で行う衛生検査へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

冬季の消毒の注意点

冬季は低温、積雪、凍結等により消毒薬の効果が低下します。以下のポイントを参考に効果的な消毒を行いましょう。

① 消毒薬の濃度を濃くする
② 逆性石鹸はアルカリ成分(消石灰や水酸化カルシウム)を加えて消毒効果を上げる
③ 踏み込み消毒槽等が凍る場合は、不凍液を混ぜて凍結温度を下げる

畜舎の火災事故を防ぎましょう

畜舎の出火原因は、電気の配線関係が最多で 10%前後と報告があります。「たこ足配線」など不適切な使い方や、蓄積したほこりや結露から漏電し、発火することが多いようです。火災から大切な家畜と畜舎を守るため、定期的に点検しましょう。

【電気設備と配線の点検を行いましょう】
- □ 絶縁の損傷やホコリの付着の確認
- □ コンセント部分や配線が露出していないか
- □ たこ足配線による電気使用容量をオーバーしていないか

【暖房器具の使用時の取り扱いに注意しましょう】
- □ 暖房器具等の周囲に乾草、エサ袋、木材等の燃えやすいものを置かない
- □ ストーブは火をつけたまま給油や移動を行わない

【畜舎火災の想定をした準備をしておきましょう】
- □ 消火器具の整備
- □ 火災事故発生を想定した行程、防災具場所の確認
- □ 家畜の避難方法や避難場所の検討

家畜衛生だより

No.221　令和７年１１月発行

新潟県
中央家畜保健衛生所佐渡支所
〒952-1209 佐渡市千種 264 番地
Tel 0259-63-2676 Fax 0259-63-4781
E-mail ngt066011@pref.niigata.lg.jp

高千市場で秋季子牛市場が開催

11 月１日と２日に、高千家畜市場において令和７年度秋季子牛共進会並びに子牛市場が開催されました。１日に開催された子牛共進会は、あいにくの雨模様でしたが、雌の部 14 頭、去勢の部 19 頭の計 33 頭が出品されました。よく仕上げられており、生産者の方々の技術の高さが伺えました。

２日に開催された子牛市場では、雌 35 頭去勢 74 頭の計 109 頭が上場され、活気のある売買が繰り広げられました。前回の７月市場では昨年に比べ回復傾向にあり、結果が期待されました。雌、去勢ともに平均価格、kg 単価は増加し、多くの笑顔がみられました。

これから寒い季節を迎えます。次回の令和８年４月の春季開催に向け、冬期間の管理にも十分ご注意ください。今後も優良和牛子牛生産地域として、繁殖成績、子牛の発育などに留意し、子牛の安定供給に努めていきましょう。

高千家畜市場成績（2025 年 11 月）

	日齢	体重(kg)	日齢体重 (kg)	平均価格 (円)	前回比較	kg単価 (円)	前回比較
雌	251	251	1.009	580,109	+72,507	2,342	+383
去勢	259	284	1.104	656,076	+48,233	2,332	+240
全体	256	273	1.074	631,683	+70,416	2,335	+305

※税込価格

今年度の放牧が終了しました

11 月 21 日をもって、今年度島内で開牧した放牧場４か所の放牧が終わりました。今夏も、猛暑による牧草の生育不良、繁殖管理等で、ご苦労されたかと思いますが大きな事故もなく、生産者及び関係機関の皆様のおかげで無事下牧となりました。また、今年も牛伝染性リンパ腫の感染状況に応じた放牧場の区分に御協力ありがとうございました。御協力により牧場で陽転した牛はありませんでした。

高病原性鳥インフルエンザ　～最大限の警戒を～

〇国内の高病原性鳥インフルエンザ発生状況（11.26 現在）
●家きん：１道２県　５事例（北海道２・新潟県２・宮崎県１）約 165 万羽
●野　鳥：１道７県 38 事例（北海道 16・宮崎県５・山形県１・鹿児島県 11
新潟県２・福岡県１・群馬県１・福島県１）

令和７年 10 月 22 日、今シーズン１例目の発生が北海道の農場で確認されて以降、**本県でも既に２事例（11 月 18 日：防疫措置完了）で発生が確認**されました。また野鳥も本県を含み１道７県 38 事例で確認されており、発生リスクが非常に高い状況です。ウイルス侵入防止対策を継続し最大限の警戒が必要です。

ウイルス侵入防止対策の徹底を！

★人・物・車両の入出時対策
- □衛生管理区域専用の衣服や靴の使用
- □着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保
- □適切な車両消毒、手指消毒の実施
- □家きん舎ごとの専用の靴の使用

★粉じん対策
- □鶏舎周辺への散水・消毒
- □喚起前や出荷作業前等には消毒液散布

★野生動物の侵入防止・誘引防止
- □畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕
- □ねずみ及び害虫の駆除
- □鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置
- □餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止
- □農場周辺のため池等水抜き、防鳥ネットや布忌避テープの設置等

飼養衛生管理基準の改正・手当金の減額について

令和６年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、**飼養衛生管理基準（全畜種）が改正**されるとともに、新たに非商用家畜の基準が制定されました（令和７年９月 29 日公布）

- **●重複・類似項目の統廃合や対象畜種にエミューの追加**
- **●非商用家畜の基準の制定を実施**
- **●分割管理を導入する際の措置（牛、豚、家きん）や大規模所有者の項目に塵埃対策や分割管理の検討**
- **●大臣指定地域の設定と地域内の取組及び農場敷地内の野鳥飛来防止対策（家きん）の項目を追加**

令和７年 10月以降、飼養衛生管理基準の不遵守や早期通報違反について、発生予防及びまん延防止への影響を考慮し、**手当金の減額の決定は以下を重視**

- **●早期通報の実施状況をより重視**
- **●記録の備え付け等早期通報が果たされれば相対的に重要度の下がる項目については、比較的影響を小さく勘案**
- **●飼養衛生管理基準の連続不遵守項目をより重視**

北海道で全日本ホルスタイン共進会が開催

10 月 25 日、26 日に「第 16 回全日本ホルスタイン共進会」が 10 年ぶりに開催されました。「乳牛の美人コンテスト」や「乳牛のオリンピック」と称され、全国から約 400 頭の乳用牛が出品。**佐渡島内からも県代表として１頭が選出**され、本県からあわせて２頭が出品されました。いずれも２等賞が受賞されました。次回もぜひ佐渡島内からの選出と上位入賞を期待いたします。